

したシトラスリボンと、町内小中学校児童生徒たちが書いたメッセージカードにPTAが用意した花火を添え、全児童生徒に配布し、いじめや差別をなくす意識啓発が図られた。また、シトラスリボン運動の啓発ポスターやステッカーを作成・配布し、意識啓発を図っている。今後も引き続き、ホームページや回覧、広報にて周知・啓発を行い、差別のない町づくりを推進していきたいと考えている。

◆坂本 一 仁 議員

「猫の飼い方について」

猫の糞尿被害や、軒下や床下で猫が死んでいたと耳にしたが、飼い主等に丁寧な飼いや注意喚起を行っているか。

答 近隣住民へ迷惑をかけている場合は、飼い主や飼育猫の迷惑行為が特定できれば、ご自宅へ訪問し、直接指導を行うとともに、回覧や環境だより、告知放送などにより適正な飼育方法について注意喚起を行っている。野良猫は、駆除目的での捕獲が認められていないため、家屋等に野良猫が入らない対策を自己防衛により講じてもらうなど対策方法について助言している。また、猫の不妊去勢手術費用に対する補助事業を実施している。

「野良猫の餌付けについて、苦情等があれば対処してもらえるのか。」

答 苦情や相談があれば、現地で餌付け行為の確認が出来た段階で、宇和島保健所と連携し、行為者に対して野良猫の適正な関わり方について指導を行っている。

〔伝統芸能、地域活性化集団について〕
町内の伝統芸能・地域活性化集団は、担い手不足が深刻化し、継続することが難しくなっているが、広報誌などを使って、町民に団体を広く紹介しているか。

答 各団体の活動は、広報、各地域の公民館報、文化協会などより等の各種機関誌で紹介しているが、誌面の制限があり、十分な紹介ができていないと考えている。各団体とも協議しながら、随時、紹介できるように努めていきたいと考えている。

◆中山 定 則 議員

「広報きほくについて」

各課の町政情報、行政サービスは、年間を通して計画的に掲載されているか。

答 新しい補助制度の情報やサービス情報は、適宜掲載しており、今後も順次掲載していきたい。計画的な掲載についても、誌面の空きスペースを再検討し、取り組んでいきたいと考えている。

町内の重要施策の必要性周知、政策形成過程の情報提供による町民意見の反映に関する内容は掲載されているか。

答 重要施策は、各課で策定する計画に基づき施策を展開している。パブリックコメントの実施など町民の意見を聴取し、計画策定に反映させているが、意見等はホームページにのみ掲載しており、広報誌等では誌面の関係上、掲載していない。今後は、広報誌等でも、貴重な意見等は抜粋して掲載するなど、掲載方法を検討していきたいと考えている。

「町民が有するさまざまな資源（町民・自然・文化など）や特徴的な施策などを町内外に発信しているか。」

答 広報誌で町が有するさまざまな資源や施策などについて、町内外に紹介できていると考えている。

「広報きほくは、ホームページ、回覧、ポスター・チラシなど広報媒体と相互に連携、補完できているか。」

答 各媒体によって、期間やお知らせ時期が違っており、同時期での周知は困難であるが、媒体の特徴を活かして、相互に補完し、連携できていると考えている。

各課の職員で構成された広報編集委員会を設置して、「広報きほく」の作成を全庁で取り組む考えはないか。

答 各課の職員を招集し、委員会を設置して内容を協議することも広報誌の在り方を検討する上では有効な手段だと考えられるので、各関係課長、担当者とも協議をしながら対応していきたいと考えている。

「JR近永駅舎改築について」

町12月議会提案に向けて、JR近永駅整備計画の見直しについて、関係機関との協議、調整など、どのように行っていく考えか。

答 地域住民や北宇和高校、行政を交えて「近永駅周辺賑わい創出プロジェクト」として、9月から開催するワークショップで意見集約し、必要なときには、随時報告を行う。また、用地取得に向けて事務を進めており、現在、用地の分筆測量等も終了し、10月上旬には、土地取得の契約が成立する運びになっている。

「避難情報等について」

「気象庁、県等が発表する大雨警報、洪水警報等は、警戒レベル3相当情報となっているが、大雨警報、洪水警報等が発表された場合、鬼北町は警戒レベル3を発令する考えであるか。」

答 避難情報の発令は、内閣府が示しているガイドラインに従って判断している。気象庁から気象警報が発表された場合、町で雨の状況や今後の予報、日没時間等を総合的に勘案して「警戒レベル3…高齢者等避難」を発令するかどうかを判断している。気象警報が発表されたからといって直ちに「警戒レベル3…高齢者等避難」を発令するとは限らず、注意報の段階でも夜間から明け方にかけて、大雨が予報されている場合は、夕方うちに「警戒レベル3…高齢者等避難」を発令することも必要であると考えている。

「警戒レベル3以上を発令した場合、どのように周知するのか。」

答 防災行政無線と告知放送でお知らせした上で、「愛媛県災害情報システム」に入力している。このシステムに入力すれば、各メディアに自動的に伝達され、テレビ・ラジオやインターネットで周知される仕組みとなっている。また、今後は町ホームページにも掲載する予定としている。

「国土砂災害警戒情報が発表された場合、避難指示発令の判断材料としてどのように活用していく考えか。また、この情報の伝達は、どのように行う考えか。」

答 土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報と呼ばれ、町が発令する「警戒